

# 法律無視は自殺行為

**混迷自治**

阿久根の行方

識者こう見る 下



行政事件弁護士全国ネット・池永満理事

【聞き手・夫彰子】

たくない」から招集せず、専決処分の中身も副市長人事など緊急性がない。二重の意味で違法だと見える。

——専決処分でも事後同意は要る。市議会が同意しなかつたら?

◆手続き的に合法な専決処分も、後に議会の同意を得られなければは正の必要があり、それが無理なら政治的責任の問題となる。竹原市長の場合は専決処分そのものが違

## 「辞めさせる責任」も住民に

——かつて国は知事を、知事は首長を辞めさせる権限があった。

◆戦後、中央集権から地方分権に移り、地方自治法の罷免条項は時代に逆行するとして違法だと見えた。

——専決処分でも事後同意は要る。市議会が同意しなかつたら?

◆手続き的に合法な専決処

のが大原則。専決処分という例外が認められるのは、議会招集の時間がない緊急案件など限定的だ。竹原市長は招集すべき議会を単に「反対され

——竹原信一市長の専決処分連発はどう考えるか。

◆自治体の運営は、憲法や地方自治法などあらゆる国内法の範囲内で行われなければならない。首長は議会に案件を諮り、議決を経て執行するのが原則。専決処分という例外が認められるのは、議会招集の時間がない緊急案件など限定的だ。竹原市長は招集

——伊藤祐一郎・鹿児島県知事が是正勧告する事態になつた。

◆法律を無視する竹原市長を諒められるのは、議会招集の時間がない緊急案件など限定的だ。竹原市長は招集

——竹原市長の専決処分連発はどう考えるか。

◆自治体の運営は、憲法や地方自治法などあらゆる国内法の範囲内で行われなければならない。首長は議会に案件を諒められるのは、議会招集の時間がない緊急案件など限定的だ。竹原市長は招集

——竹原信一市長の専決処分連発はどう考えるか。

——竹原市長の専決処分連発はどう考えるか。

——伊藤祐一郎・鹿児島県知事が是正勧告する事態になつた。

——竹原市長の専決処分連発はどう考えるか。

1946年生まれ、九州大学法学部卒。福岡県弁護士会会長を経て同会常議員会議長。行政関係事件専門弁護士全国ネットワーク理事として、行政訴訟の現状や課題を研究。医療裁判にも明るく、NPO患者の権利オンブズマン理事長も務める。